

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 16 年 8 月 27 日

国立大学法人鹿児島大学

契約担当役事務局長 谷口 政敏

調達機関番号 415 所在地番号 46

第施 1 号

1 事業概要等

- (1) 品目分類番号 41、42、75
- (2) 事業名 鹿児島大学（郡元）環境バイオ研究棟等改修施設整備等事業
- (3) 事業場所 鹿児島市郡元一丁目 21 番 24 号
鹿児島大学構内
- (4) 事業概要 PFI 手法（RO 方式）による
農学系の環境・バイオ教育研究施設の設計、
工事監理、改修及び維持管理業務
- (5) 事業期間 契約締結の日の翌日から平成
31 年 3 月 31 日まで。

2 競争参加資格等

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）、又は複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）であること。

入札参加者は、入札参加企業、又は入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加グループで申し込む場合には、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「競争参加資格確認申請書等」という。）の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うとともに対応窓口となること。

入札参加者は、入札参加企業又は、入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接、設計、工事監理、改修工事及び維持管理業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、競争参加資格確認申請書等の提出時において協力会社として明記すること。

(2) 入札参加者及び協力会社の参加要件

入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。

国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則（平成16年4月1日制定、以下「契約事務取扱規則」という。）第2条及び第3条

の規定に該当しない者であること。

契約事務取扱規則第4条に規定する資格を有する者であること。

会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をした者ではないこと。なお、各手続の申立をした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

競争参加資格確認申請書等の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、国立大学法人鹿児島大学契約担当役事務局長（以下「契約担当役」という。）から、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成6年5月17日付け文施指第83号文教施設部長通知）に基づく指名停止措置、又は「契約事務の適正な執行について」（平成13年1月6日付け12文科会第108号会計課長通知）別添四記第7物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に基づく取引停止措置を受けている期間中でないこと。

大学が本事業について、アドバイザー業務を委託した（財）日本経済研究所並びに（財）日本経済研究所がアドバイザー業務において提携関係にある（株）久米設計、アンダーソン・毛利法律事務所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

（注）「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

入札参加企業、あるいは入札参加グループの構成員及び協力会社のいずれかが、他の入札参加企業、入札参加グループの構成員、又は協力会社として参加していないこと。

審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

最近1年間の国税（法人税等）を滞納していない者であること。

(3) 入札参加者及び協力会社の資格等要件

入札参加企業、入札参加グループ及び協力会社のうち、設計、工事監理、改修工事及び維持管理の各業務に当たる者（落札者が特別目的会社を設立した場合にあっては、特別目的会社からこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができる。また、同一業務を複数の者で実施する場合も、それぞれがその全ての要件を満たすことを要する。ただし、工事監理業務と改修工事業務については、同一会社が兼務することはできない。（同一会社でなくても、工事管理業務を担当する会社と改修工事業務を担当する会社とで資本面若しくは人事面において関連がある場合も同様とする。）。

設計に当たる者は、次の要件を満たすこと。

ア 文部科学省において、平成 15・16 年度設計・コンサルティング業務に係る有資格業者として登録されている者であること。

イ 経営状況が健全であること。なお「健

全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先からの取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。

ウ 不正又は不誠実な行為がないこと。

エ 建築士法（昭和25年法律202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

オ 平成6年度以降に、担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記に示す設計業務に従事し、完了した経験を有する総括技術者及び主任技術者を専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。

a R C造2階建以上、延べ面積 3,000 m²以上の本事業施設（大学研究施設）と類似する施設の全面的な改修

b R C造2階建以上、延べ面積 3,000 m²以上の建物の耐震補強工事を伴う改修

工事監理に当たる者（建築基準法（昭和25年法律201号）第5条の4第2項の規定に基づき設置するものとする。）は次の要件

を満たすこと。

ア 上記(3) アに同じ。

イ 上記(3) イに同じ。

ウ 上記(3) ウに同じ。

エ 上記(3) エに同じ。

オ 平成6年度以降に担当者(相当程度の責任をもって業務に従事した者)として下記に示す業務に従事し、完了した経験を有する者を建築工事、電気設備工事、機械設備工事にそれぞれ専任で配置できること。

a R C造2階建以上、延べ面積3,000m²以上の本事業施設(大学研究施設)と類似する施設の全面的な改修工事の監理業務

b R C造2階建以上、延べ面積3,000m²以上の建物の耐震補強工事を伴う改修工事の監理業務(建築工事のみ)

改修工事に当たる者は、次の要件を満たすこと。

ア 文部科学省において一般競争参加者の資格を有し、各工事において「一般競争参加者の資格」(平成13年1月6日文部科学大臣決定)第1章第4条で定めると

ころにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）が次の点数以上であること。

a 改修工事を単独で実施する者、又はグループを組んで実施する場合の代表者

建築一式工事 1,120点

電気工事 940点

管工事 940点

b 上記以外

建築一式工事 900点

電気工事 830点

管工事 830点

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは、差し支えない。

また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただしこの場合においては、共同して工事を実施するすべての入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社がそれぞれ該当する上記基準を満たさなければならない。改修工事を単独で実施する者は、上記（建築一式工事 1,120点、電気工事 940点、管工事 940点）を満たさなければならない。

イ 提案内容に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき許可を有して営業年数が5年以上ある者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実に円滑な共同施工が確保できると大学が認める場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても要件を満たす者として取り扱うことができるものとする。

ウ 平成6年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した下記の基準を満たす各工事に対応した工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、複数の建設企業が下記に示す建設工事ごとに共同して施工する場合にあっては、そのうち1者が工事種類ごとの施工実績を有すれば良いものとする。

a RC造2階建以上、延べ面積 3,000 m²以上の本事業施設（大学研究施設）と類似する施設の全面的な改修

b RC造2階建以上、延べ面積 3,000

m²以上の建物の耐震補強工事を伴う改修

なお、下記工b、cを担当するものは、上記ウbの施工実績を有することを要しない。

工次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配属できること。

a 建築工事

一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士若しくは技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者）の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

b 電気設備工事

一級電気工事施工管理技師又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を電

気・電子部門、建設部門又は総合技術
監理部門（選択科目を「電気・電子」
又は「建設」とするものに限る。）とす
るものに合格した者）の資格を有する
者又はこれらと同等以上の資格を有す
る者として国土交通大臣が認定した者
であること。

c 機械設備工事

一級管工事施工管理技師、又は、こ
れと同等以上の資格を有する者である
こと。なお、「これと同等以上の資格を
有する者」とは、技術士（技術士法に
よる第二次試験のうち、技術部門を機
械部門（選択科目を「流体機械」又は
「冷暖房及び冷凍機械」とするもの
に限る。）、水道部門、衛生工学部門
又は、総合技術監理部門（選択科目を
「機械 - 流体機械」、「機械 - 冷暖房
及び冷凍機械」、「水道」又は「衛生
工学」とするものに限る。）とする
ものに合格した者）の資格を有する
者又はこれらと同等以上の資格を有
する者として国土交通大臣が認定し
た者であること。

d 平成6年度以降に、元請として完

成・引渡しが完了した上記ウに掲げる工事の経験を有する者であること。

e 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。

維持管理に当たる者は、次の要件を満たすこと。

ア 文部科学省競争参加資格（全省庁統一規格）において平成16・17・18年度に九州・沖縄地域の「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

イ 請負を実施するに必要とする資格を有していることを証明した者であること。

ウ 平成6年度以降に、本事業施設（大学研究施設）と類似する施設又は一般公共施設の維持管理業務実績を有すること。
なお、類似する施設の規模は、述べ面積3,000 m²以上とする。

(4) 入札参加グループの構成員等の変更等

競争参加資格確認申請等により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員及び協力会社の変更及び追加は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合（指名停止等に該当する場合を除く。）は、大

学と協議を行うこととする。協議の結果、大学が妥当と認めた場合には、入札参加グループの代表企業以外の構成員及び協力会社を入札参加資格の確認を受けた上で入札提出書類の提出期限までに変更及び追加することができるものとする。

3 入札手続等

(1) 担当部局 〒 890 - 8580 鹿児島市郡元一丁目 21 番 24 号 鹿児島大学施設部企画課総務係 電話 099 - 285 - 7217

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法
平成 16 年 8 月 27 日 (金) から平成 16 年 10 月 15 日 (金) まで

URL: <http://hh.kuas.kagoshima-u.ac.jp/pfi/>

若しくは上記 3 (1) にて交付する。ただし、関連資料は上記 3 (1) において閲覧の上、必要に応じ、実費にて入手可能である。

(3) 入札説明会及び現地見学会の時間及び場所

入札説明会

平成 16 年 9 月 2 日 (木) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで 鹿児島市郡元一丁目 21 番 24 号 鹿児島大学事務局第 4 会議室 (4 階)

現地見学会

平成 16 年 9 月 2 日 (木) 午後 3 時 00 分
から午後 4 時 00 分まで鹿児島市郡元一丁
目 21 番 24 号

(4) 競争参加資格確認申請書等の提出期間、提出場所及び提出方法 平成 16 年 10 月 4 日 (月) から平成 16 年 10 月 15 日 (金) 午後 5 時 00 分まで 上記 3 (1) に同じ 持参すること。

(5) 入札書及び入札提案書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成 16 年 12 月 28 日 (火) から平成 17 年 1 月 28 日 (金) 午後 2 時 00 分まで (ただし、郵送による入札書等の受領期限は平成 17 年 1 月 27 日 (木) 午後 5 時 00 分) 上記 3 (1) に同じ 持参又は郵送すること。電送による入札は認めない。

(6) 開札の日時及び場所 平成 17 年 1 月 28 日 (金) 午後 3 時 00 分 〒 890 - 8580 鹿児島市郡元一丁目 21 番 24 号 鹿児島大学事務局 第 4 会議室 (4 階)

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除。

契約保証金 免除。ただし、選定事業者

は改修工事の履行を確保するため、事業契約締結の日から2号館の施設引渡日までを期間として、改修工事に相当する金額（設計費及び工事監理費を含む。）の100分の10以上について契約担当役又は、選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、事業契約締結後、速やかに当該履行保証保険契約に係る保証証券を契約担当役に提出すること。なお、選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約が建設企業によって締結される場合は、選定事業者の負担によりその保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を契約担当役のために設定するものとする。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載を行った者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 契約事務取扱規則第18条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書等で指定する性能等の要求水準のうち、必須とされた項目を全て満たしている提案をした入札者の

中から、入札説明書等で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

- (5) 手続における交渉の有無 無。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 当該事業以外の業務で、当該事業に直接関連する業務に関する契約を当該事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 3 (1)に同じ
- (9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記 2 (3) ア、同 ア、同 ア及び同 アに掲げる競争参加資格の認定を受けていない者及び有資格業者の登録を行っていない者も上記 3 (4)により競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。
- (10) 詳細は入札説明書等による。

5 Summary

- (1) Contracting Entity: Masatoshi Taniguchi, The Obligating Officer Director - General Administration Bureau, National

University Corporation Kagoshima

University

- (2) Classification of the services to be procured: 41, 42, 75
- (3) Subject matter of the contract: (PFI-based) Design, construction and operation of an education and research facility for environmental studies and biotechnology in agriculture, National University Corporation Kagoshima University (RO-scheme)
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 P.M., 15 October 2004
- (5) Time-limit for the submission of tenders: 2:00 P.M., 28 January 2005 (tenders submitted by mail: 5:00 P.M., 27 January 2005)
- (6) Contact point for tender documentation: Contraction Section, National University Corporation Kagoshima University, Korimoto 1-21-24 Kagoshima-shi Japan
〒 890-8580 TEL 099-285-7217